

施設使用料徴収金額の算定方法

1. 対象施設名及び使用料等

国立大学法人鹿児島大学不動産管理規程
別表2(第12条関係)
施設等使用料一覧
(外国人研究者宿泊施設等使用料)

宿泊施設名	タイプ	面積	使用料		備考
			日額	月額	
外国人研究者宿泊施設A (下荒田/単身用)	Aタイプ	13㎡	2,300円/人	55,000円/人	光熱水料等を含む。
	Bタイプ	17㎡	2,500円/人	60,000円/人	
外国人研究者宿泊施設B、C (下荒田/単身用)	Cタイプ	15㎡	1,700円/人	40,000円/人	光熱水料等を含む。
	Dタイプ	16㎡	1,800円/人	41,000円/人	
国際交流会館 (下荒田/世帯用)	Aタイプ	38㎡	1,400円/室	26,000円/室	
	Bタイプ	40㎡	1,500円/室	27,000円/室	
	Cタイプ	56㎡	1,900円/室	35,000円/室	
外国人研究員等宿泊施設 (紫原/世帯用)	Dタイプ	70㎡	2,400円/室	46,000円/室	

(注) 1ヶ月未満の使用のとき、日額料金の合計額が月額料金を超える場合の使用料は、月額料金と同額とする。

※2019年10月からの消費税率変更に伴い、利用料金に変更になる場合もあります。

2. 算定方法

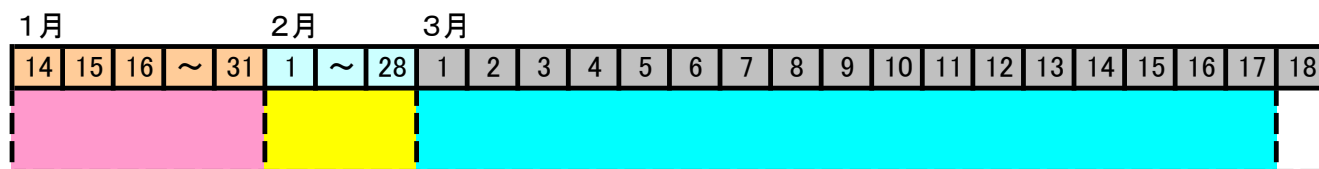
- ① 使用料は、月を単位に算定する。
- ② 日額とは、一泊当たりの使用料をいい、月額とは、月の初日から末日までの使用料をいう。
- ③ 月の中途における入居又は退去のとき、当該月の使用料は日額料金による。
但し、日額料金の合計額が月額料金を超える場合の使用料は、月額料金と同額とする。

【例示】※外国人研究者宿泊施設・Bタイプの場合

(例1) 入居期間 2月6日～7日

$$\text{徴収金額} = 2,500\text{円} \times 1\text{泊} = 2,500\text{円}$$

(例2) 入居期間 1月14日～3月18日



徴収金額＝

	・1月14日～31日分	2,500円×18泊＝45,000円	
	・2月1日～28日分	60,000円(月額)	
	・3月1日～18日分	2,500円×17泊＝42,500円	合計 147,500円